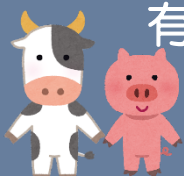


畜産農家の皆さまへ

自ら生産した**堆肥**を他者に渡す場合は
有償・無償に問わず「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく届出が必要です



① 生産した堆肥を他者に渡す場合(有償・無償を問わない) 生産業者としての届出 (法第22条)

1部を副本として返送します

必要書類

- 特殊肥料生産業者届出書 (様式第14号(イ)) 2部
- 登記簿謄本等(写し可) 1部
 ※個人の場合は住民票又は運転免許証の写し
- 生産工程の概要 2部
- 工場位置図等 1部
- 有害物質(ヒ素、カドミウム、水銀)の分析値 1部
- 「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」の案 1部
- 表示の根拠となる分析値 1部

② 生産した堆肥を他者に有償で渡す場合 販売業者としての届出 (法第23条)

1部を副本として返送します

必要書類

- 肥料販売業務開始届出書 (様式第15号(イ)) 2部
- 登記簿謄本等(写し可) 1部
 ※個人の場合は住民票又は運転免許証の写し
- 販売事業場位置図 1部

※どちらの手続きも手数料はかかりません。

①は生産を開始する2週間前までに、②は販売開始後2週間以内に

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道農政部食の安全推進局食品政策課クリーン農業係」
に必要書類を提出してください。

●お問合せ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課クリーン農業係
(TEL: 011-204-5431)

届出様式などは北海道のホームページに掲載しています。

北海道 食品政策課 肥料届出

検索

特殊肥料生産業者届出書(様式第14号(イ)) 記載例

(様式第14号)

(イ) 特殊肥料生産業者~~(輸入業者)~~届出書

不要な文字を削除して
ください

令和●●年●●月●●日

北海道知事 鈴木 直道 殿

添付書類(登記簿謄本等)
と一致させてください

住所 〒012-3456

北海道●●市字●●番地●●

氏名 有限会社●●牧場 代表取締役 ●●●●
(Tel. 0123-45-6789)

不要な文字を削除して
ください

下記により特殊肥料を生産~~(輸入)~~したいので、肥料の品質の確保等に関する法律
第22条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

北海道●●市字●●番地●●

有限会社●●牧場 代表取締役 ●●●●

添付書類(登記簿謄本等)
と一致させてください

2 肥料の種類

堆肥

「堆肥」としてごください

3 肥料の名称

●●●●

任意の肥料の名称を記載
してください

4 生産する事業場の名称及び所在地

有限会社●●牧場

北海道●●市字●●番地●●

5 保管する施設の所在地

北海道●●市字●●番地●●

備考 輸入業者にあつては4を記載しなくてよい。

牛ふん60%

おが粉40%

混合

堆積・腐熟

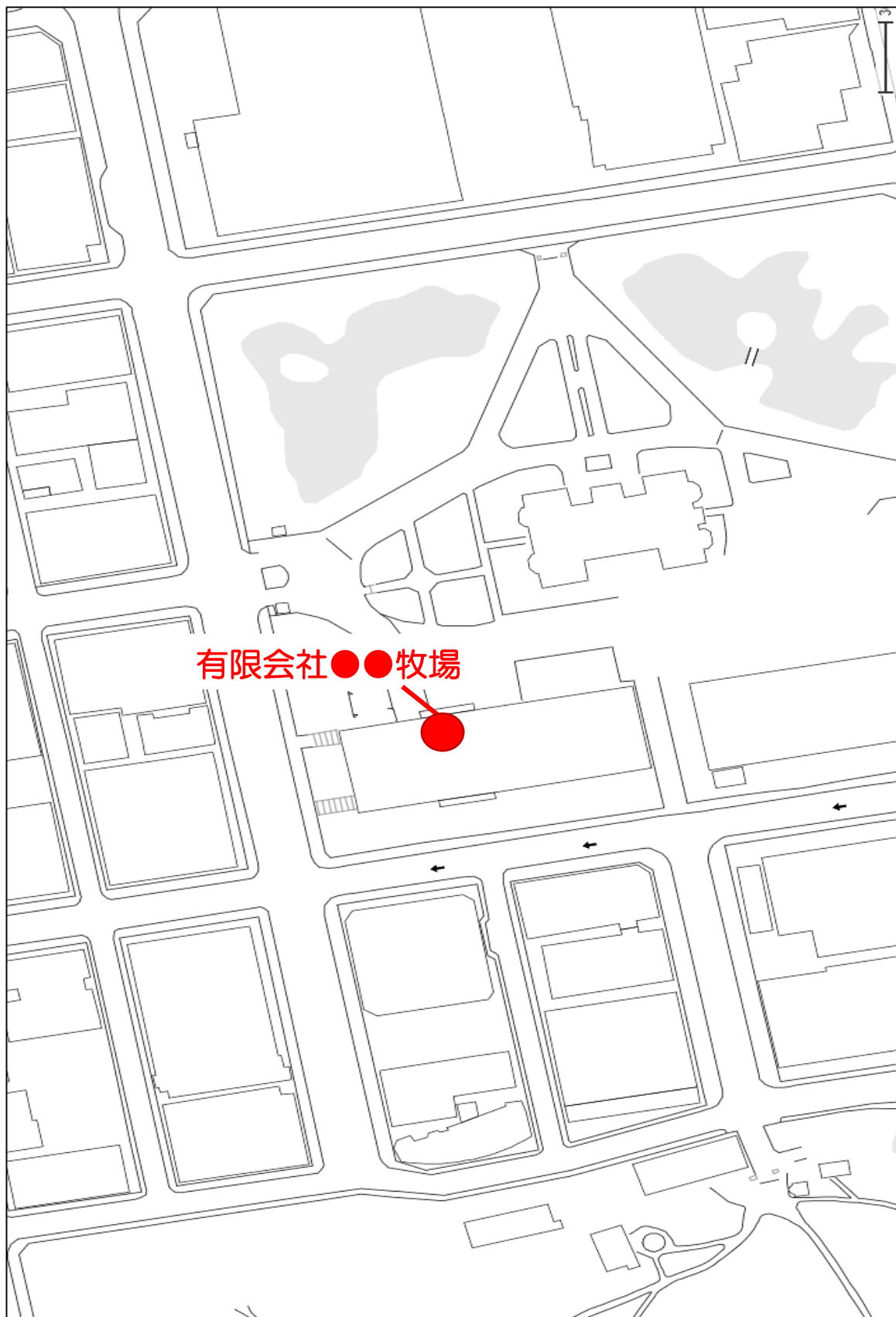
処理期間 ○ヶ月
切り返し回数 ○回/月

ふるい

計量

袋詰め

地図、もしくは地図アプリを活用して作成してください。
縮尺に定めはありませんが、工場位置が特定できる縮尺で作成してください。



肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称 ●●●● — 届出(様式第14号(イ))と一致

肥料の種類 堆肥 — 届出(様式第14号(イ))と一致

届出をした都道府県 北海道第〇〇〇〇号

届出時点では空欄
※後日、北海道から届く副本
に記載の受理番号を転記

表示者の氏名又は名称及び住所

有限会社●●牧場

北海道●●市字●●番地●● — 届出(様式第14号(イ))と一致

正味重量 〇kg — 届出時点では空欄(販売時記載)

生産した年月 令和〇年〇月 — 届出時点では空欄(販売時記載)

(原料) 牛ふん、おが粉 — 生産工程の原料と一致

※生産に当たって使用された重量の大きい順である

主要な成分の含有量等

窒素全量 3.0%

りん酸全量 1.0%

加里全量 0.5% 未満

炭素窒素比 5

表示の根拠となる分析値
から転記

(様式第15号)

(イ) 肥料販売業務開始届出書

令和●●年●●月●●日

北海道知事 鈴木 直道 殿

添付書類(登記簿謄本等)
と一致させてください

住所 〒012-3456

北海道●●市字●●番地●●

氏名 有限会社●●牧場 代表取締役 ●●●●●
(Tel. 0123-45-6789)

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

北海道●●市字●●番地●●

有限会社●●牧場 代表取締役 ●●●●●

添付書類(登記簿謄本等)
と一致させてください

- 2 販売業務を行う事業場の所在地

有限会社●●牧場

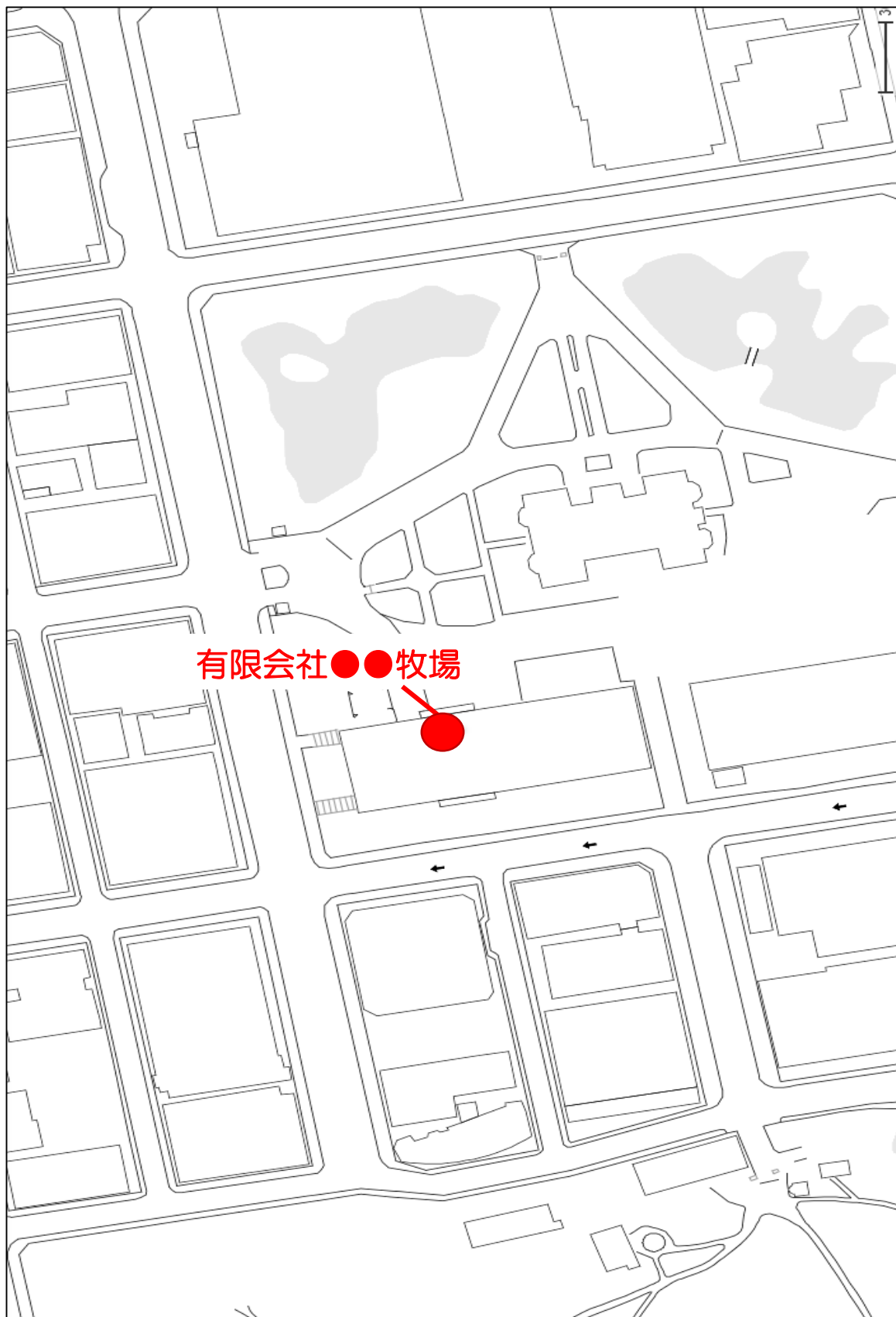
北海道●●市字●●番地●●

事業場の名称も記載して
ください

- 3 北海道内にある保管する施設の所在地

北海道●●市字●●番地●●

地図、もしくは地図アプリを活用して作成してください。
縮尺に定めはありませんが、販売事業場の位置が特定できる縮尺で作成してください。



肥料の品質の確保等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物をいう。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

（特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出）

第二十二条 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する一週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 肥料の種類及び名称
- 三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
- 四 保管する施設の所在地

2 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

（販売業務についての届出）

第二十三条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内に、次に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 販売業務を行う事業場の所在地
- 三 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その販売業務を廃止したときも、同様とする。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条第一項又は第三十三条の四第一項の規定による届出をしないで事業を開始し、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条の二第三項、第二十二条第二項、第二十三条又は第三十三条の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者